

管理または監督の地位にあった職員の再就職の状況について

▼職員の再就職の状況（令和6年度公表分）

区では、地方公務員法第38条の6の規定に基づき退職管理の適正を確保するため、管理または監督の地位にあった職員が再就職した場合は、届出を義務付けるとともにその内容を公表しています。

	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位
1	都市開発部参事	令和6年3月31日	令和6年4月1日	一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター	次長
2	都市開発部施設課長	令和6年3月31日	令和6年4月1日	守谷市役所	主任
3	子ども家庭部児童相談所長	令和6年3月31日	令和6年4月1日	大田区役所	会計年度任用職員
4	子ども家庭部一時保護課長	令和6年3月31日	令和6年4月1日	杉並区役所	会計年度任用職員
5	西葛西小学校長	令和6年3月31日	令和6年4月1日	東京成徳大学	特任教授